

令和 8 年亀岡市議会定例会 9 月議会
条例一部改正資料
(新 旧 対 照 表)

亀岡市認可地縁団体印鑑条例（平成4年亀岡市条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」と総称する。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号</u>△に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書により、市長に登録の申請をしなければならない。ただし、地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。 2 （略） （登録申請の確認） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者又はその代理人から認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体について地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について確認しなければならない。	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」と総称する。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書により、市長に登録の申請をしなければならない。ただし、地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。 2 （略） （登録申請の確認） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者又はその代理人から認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体について地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項の規定</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について確認しなければならない。

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行					改 正 後（案）							
別表(第22条、第22条の2関係)					別表(第22条、第22条の2関係)							
種別		取扱区分		手数料			種別		取扱区分		手数料	
(略)		(略)		(略)			(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)					(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)			(略)		(略)		(略)	
		(略)		(略)					(略)		(略)	
上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)	家庭系一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
		指定ごみ袋の交付を受けるとき。	可燃物	指定ごみ袋 大型（40リットル）1枚につき40円 中型（30リットル）1枚につき30円 小型（20リットル）1枚につき20円 最小型（10リットル）1枚につき10円			指定ごみ袋の交付を受けるとき。	可燃物	指定ごみ袋 大型（40リットル）1枚につき80円 中型（30リットル）1枚につき60円 小型（20リットル）1枚につき40円 最小型（10リットル）1枚につき20円			
			不燃物	指定ごみ袋 中型（30リットル）1枚につき30円 小型（15リットル）1枚につき15円				不燃物	指定ごみ袋 中型（30リットル）1枚につき60円 小型（15リットル）1枚につき30円			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)				
			(略)					(略)				

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（46） （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>個人番号カード</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>であって ____、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回路で接続された通信端末機器で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される次に掲げる証明書等の交付に係る手数料の金額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円 （2） 住民票記載事項証明書の交付手数料 1通につき 200円 （3） 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円 3 （略）	（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（46） （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>個人番号カード等</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回路で接続された通信端末機器で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される次に掲げる証明書等の交付に係る手数料の金額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円 （2） 住民票記載事項証明書の交付手数料 1通につき 200円 （3） 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円 3 （略）

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 印鑑登録証 この条例に基づき印鑑の登録を受けたことを証するものとして、登録者に交付するカードをいう。 (2) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。 (3) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 (4) 移動端末設備 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。 (5) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。 (6) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。 （印鑑登録証明書の交付） 第14条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合（キオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。）は、登録	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 印鑑登録証 この条例に基づき印鑑の登録を受けたことを証するものとして、登録者に交付するカードをいう。 (2) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。 (3) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 (4) <u>特定在留カード 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。</u> (5) <u>特定特別永住者証明書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。</u> (6) 移動端末設備 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。 (7) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。 (8) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。 （印鑑登録証明書の交付） 第14条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合（キオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。）は、登録

者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証を添えることに代えて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード

_____を職員に提示して、申請を行うことができる。

- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証と印鑑登録原票を照合し、必要があると認めたときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

（キオスク端末による印鑑登録証明書の交付）

第15条 登録者は、キオスク端末において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備を用いて、かつ、キオスク端末に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力すること又は代替となる認証機能を用いることにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（印鑑登録証明書交付申請の不受理）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

- (1) 登録証又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの提示をしないとき。
- (2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証を添えることに代えて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）を職員に提示して、申請を行うことができる。

- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証と印鑑登録原票を照合し、必要があると認めたときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

（キオスク端末による印鑑登録証明書の交付）

第15条 登録者は、キオスク端末において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード等又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備を用いて、かつ、キオスク端末に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力すること又は代替となる認証機能を用いることにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（印鑑登録証明書交付申請の不受理）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

- (1) 登録証又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード等の提示をしないとき。
- (2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（審査支払事務の委託） 第11条 市長は、第8条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金</u>、国民健康保険団体連合会及び自主審査をしている団体に委託することができる。	（審査支払事務の委託） 第11条 市長は、第8条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>、国民健康保険団体連合会及び自主審査をしている団体に委託することができる。

亀岡市老人医療費支給条例（昭和47年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（審査支払事務の委託） 第8条 市長は、第5条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金</u>、国民健康保険団体連合会及び自主審査をしている団体に委託することができる。	（審査支払事務の委託） 第8条 市長は、第5条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>、国民健康保険団体連合会及び自主審査をしている団体に委託することができる。